

「犯罪をした者等に対する国と地方の連携による相談支援体制」の構築について

1 概要

令和元年度に実施した「ケース会議の取組」をもとに、出所後、何らかの生活支援が必要と認められる要支援者を矯正施設入所中に把握し、早期に地域の福祉関係機関が介入できる仕組みを全国に広めるため、国関係機関と地域の福祉関係機関との連携体制づくりについて、手引きやマニュアルなどの形にまとめ、国へ提案します。

(体制構築に必要な要素)

- ア. 要支援対象者把握のための仕組みづくり
- イ. 社会に出る前段階での福祉的支援のアプローチ
- ウ. 社会復帰のための生活支援体制の整備（伴走型支援、チーム支援等）

2 体制づくりにおける諸条件

(1) 支援対象者について

- ア. 支援対象者は、現に矯正施設等に入所・入院している者であること
- イ. 支援対象者は、厚生労働省所管の地域生活定着促進事業の対象者以外の者であること
- ウ. 出所・出院後の社会復帰に当たり、地域の福祉関係機関等による何らかの日常生活上の支援を受けることが望ましいと思われる者であること

(2) 支援内容について

- ア. 支援は、支援対象者が矯正施設等へ入所・入院している時点から開始されること
- イ. 支援対象者本人の社会復帰に向けたニーズに応じて、同行支援等、地域の支援機関や制度につなげるコーディネートが実施されること
- ウ. 支援対象者本人の社会復帰に向けたニーズに応じて、地域の支援機関等による本人支援のためのネットワークが構築されること

「犯罪をした者等の社会復帰に関する包括的支援体制」の検討

【スクリーニング】

項目	体制案	検討・確認事項	検討・確認結果
特別調整との区分	<ul style="list-style-type: none"> 特別調整の対象要件を欠く者 (帰住地あり、調整期間(6月)を欠く者) 特別調整が不調となった者 (本人不同意) 労役場留置者 	<ul style="list-style-type: none"> 特別調整候補者の選定はどのように行われているか 	<ul style="list-style-type: none"> 特別調整に該当しそうな受刑者に対しては、対象者によって時期は異なるが、<u>刑期終了日の2年以上前から抽出し</u>、福祉専門官が面接等によってスクリーニングを実施している。(東京矯正管区) 帰住地があるものの、障害がある受刑者に対しても、一般調整等を視野に入れたスクリーニングを同様に実施している。(東京矯正管区)
調整者 (選定に関与する者)	<ul style="list-style-type: none"> 心理調査専門官 福祉専門官 矯正処遇官 保護観察官 	<ul style="list-style-type: none"> すべての矯正施設等に心理調査専門官及び福祉専門官が配置されているか 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉専門官の配置(市原、横須賀支所以外)
時期	<ul style="list-style-type: none"> 入所時 特別調整が不調となったとき(本人不同意) 出所6月前(再スクリーニングを含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 特別調整候補者に対する、特別調整の本人同意が行われる時期はいつか 	
方法	<ul style="list-style-type: none"> 特別調整の対象外になった者に対し、執行開始時調査や生活環境調整の際に、下欄の判断基準に基づき、包括的支援の対象とするかどうか判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> 執行開始時調査は誰が行うのか 執行開始時調査はすべての者に行われるか 生活環境調整は誰が行うのか 生活環境調整はすべての者に行われるか 生活環境調整が行われる時期はいつか 個別面談等、特別な状況の下での判断だけではなく、作業や余暇時等、日常生活上でのつまずきにも注意すべきではないか 面談や行動観察は、様々な機会をとらえた上で複数回行われているか 裁判で提出された「更生支援計画書」は活かされているか 	<ul style="list-style-type: none"> 執行開始時調査は、心理調査専門官により全入所者に対して行っている。執行開始時調査時に、福祉的支援の必要性ありと判断された場合、福祉専門官による面談を実施。(横浜刑務所) 更生支援計画書には、刑執行開始時の調査のみでは必ずしも把握できない、成育歴や事件背景、本人の持つ課題等について盛り込まれており、支援の必要性を早期に発見することができる。また、刑事施設の社会福祉士が同計画を作成した司法ソーシャルワーカーと連絡・情報共有を行うなどして、入所段階における本人の状況をより正確に把握することができる。さらに、司法ソーシャルワーカーが刑事施設に来庁し、対象者と面接を実施したケースもある。(東京矯正管区) 更生支援計画書は裁判時の本人の状況を基に作成されたものであり、受刑者の心身の状態や病状、ニーズや受入側の状況の変化(担当者の異動・退職、施設の運営方針や空床状況等の変化等)も想定されるため、活用には配慮を要する。(東京矯正管区)

判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帰住先の状況（皆無、受入能力なし） ・ 各種障害（生活能力上、関係性構築上の支障） （入所時の手帳の有無は問わない） ・ 経済的困窮状況（無職、無収入） ・ 医療受診の必要性（継続的受診の担保） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出所後、更生保護施設等への入所が内定している場合、帰住先の有無の判定はどちらか 	
------	--	---	--

【本人同意】

項目	体制案	検討・確認事項	検討・確認結果
調整者 （同意を働きかける者）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉専門官 ・ 矯正処遇官 ・ 保護観察官 	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての矯正施設等に福祉専門官が配置されているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉専門官の配置（市原、横須賀支所以外）
時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出所1か月前（特別調整の要件を欠く者） ・ 特別調整が不調となったとき（本人不同意） ・ 生活環境調整の最中（時期はケースバイケース） ・ 入場後の面談時（労役者。入場時、本人から調査票徴収） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同意から出所までの適切な期間はどの程度か ・ 生活環境調整が行われる時期はいつか 	
方法① （支援内容の説明）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独自のリーフレットを使用（保護観察所） ・ 円滑な社会復帰のための支援として説明 ・ 心配事の相談に応じる旨を説明 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独自のリーフレットとはどのようなものか ・ どの程度の説明を標準のものとして想定しているのか ・ 同意の程度とはどの程度のものなのか （権利擁護、意思決定支援の観点から、未成年者や障害者の場合、その判断能力から、支援の要否や説明内容、同意の意味の正確な理解が難しく、繰り返しの説明や適宜、絵等を用いた説明等が必要となることもあると思われる） 	
方法② （個人情報取扱の説明）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独自のリーフレットを使用（保護観察所） ・ 同意書に沿って説明（千葉刑務所） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独自のリーフレットとはどのようなものか ・ 同意書とはどのようなものか 	
方法③ （本人意思の確認）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県作成のリーフレットを使用 ・ 同意書の徴収（千葉刑務所） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同意書がある場合、リーフレットの扱いをどうするか ・ 未成年者の場合、親権者の意向との調整はどのように行うのか （処遇決定において、親権者の意向が影響すると思うが、例えば本人の意向と親権者の意向が相違する場合など、どの程度、本人の意向を配慮するのか） 	